

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C本社）における資格取得日に係る記録を昭和38年5月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月23日から同年6月1日まで

私は、D年金事務所から、A社における厚生年金保険被保険者の加入期間の中で、昭和38年5月が空白になっているとの通知をもらったが、同社に同年4月1日に入社してから平成12年3月14日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失するまで、継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主から提出された在籍証明書、申立人から提出された人事発令記録及び事業主の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年5月23日に同社E本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年6月の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったと回答していることから、事業主が昭和38年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年

5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、昭和36年4月、近所に住んでいた友人二人と一緒に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付し続けてきた。

私が所持している国民年金手帳の資格取得の欄には「昭和36年4月1日」と記載され、被保険者の種別の任の欄に「○」印が付されていた（任意加入を示す。）にもかかわらず、時期は不明であるが、資格取得日が「昭和42年4月5日」に訂正されている。

私が保険料を納付し始めた時期と国民年金被保険者資格を取得したとされる時期との間に6年間もの差があるが、これは社会保険事務所（当時）又はA町（現在は、B市）に事務上のミスがあったためとしか考えられない。

私と一緒に国民年金に任意加入した友人のうちの一人から証言書を提出してもらったので、申立期間の保険料を納付していることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金制度が発足した昭和36年に、A町において、申立人の友人二人と一緒に国民年金の任意加入の手続きを行い、最初は国民年金手帳が発行されないまま国民年金保険料の納付を続け、その後、同町から同手帳が発行されたものの、現在所持している同手帳については、C市に住所を移転した後、同市で再発行されたものであり、当該手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、同市で改めて払い出されたものと思われる。」と主張している。

しかし、申立人が現在所持している国民年金手帳に記載されている記号（*）は、申立期間当時、申立人が居住していたA町を管轄していたD社会保険事務所（当時）を示す記号であり、記載されている番号は、国民年金手帳記

号番号払出簿により、昭和 42 年 4 月に同町で払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、申立人の友人二人と一緒に国民年金の任意加入の手続を行ったと主張しているため、前述の払出簿において当該友人二人の記号番号の前後に記号番号を払い出された被保険者名を確認したものの、申立人の氏名は見当たらず、申立期間当時に申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は申立期間において国民年金には未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が提出した友人の一人が記載したとする証言書には、国民年金制度の発足当時、友人は、任意加入制度が始まることを知り、申立人と話し合って近所でもいち早く一緒に加入手続を行い、一緒に保険料を納めていた旨が記述されているが、当該友人に聴取したところ、「国民年金の加入について、申立人及び共通の友人一人と話し合ったことは記憶しているものの、加入手続をどこでどのように行ったかについては、自分のことも記憶が無く、申立人が保険料を納付していたことについては、具体的に承知していない。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 3 年 11 月 1 日まで
私は、申立期間はA社で正社員として勤務し、健康保険証も所持していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いのはおかしい。申立期間の厚生年金保険被保険者記録を見直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の記録は確認できないが、申立人の申立事業所における業務内容等に関する供述、及び申立人が名前を挙げた2人を含む4人の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所においてB業務及びC業務担当として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の取締役の一人と申立人が名前を挙げた二人の同僚が、いずれも申立事業所では本人の希望により厚生年金保険に加入させていたと供述していること、及び前述の4人の同僚については申立事業所における厚生年金保険被保険者記録があるものの、当該4人が名前を挙げた同僚9人のうち4人については、申立事業所における被保険者記録が確認できないことから、申立事業所では、勤務した全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立事業所の現在の事業主は、「当時は経営者の立場ではなく、関係書類も残っていないので、詳しいことは一切分からない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時は健康保険被保険者証を所持していたと供述しているが、申立事業所が加入していたD健康保険組合は、申立期間に係る申立人の被保険者記録は確認できないと回答している。

加えて、申立事業所に係るオンライン記録において、申立期間に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。